

総本山 妙満寺 施設使用許可申請書 兼 使用許可書

申請年月日	平成 年 月 日	許可年月日	平成 年 月 日	担当者	
申請者	団体名 _____ 代表者 _____ 印 _____ 住 所 _____ 連絡先 _____ 緊急連絡先 _____				
総本山 妙満寺 御中 次の通り、総本山妙満寺施設を使用細則に則り使用したいので申請します。					
使用日時	平成 年 月 日 () 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分				
使用目的					
使用施設	信行道場 大書院				
使用料金	(使用施設合計) 円 × 時間 =				円

様

上記の通り、施設使用を許可します。

京都市左京区岩倉幡枝町91
総本山 妙満寺

本書は総本山妙満寺が保管し、使用者はその複写を保持するものとする。
(使用細則)

- 申請者は「施設」を使用するにあたっては、以下の細則を遵守するものとする。
- 1 「施設」の使用開始及び終了時間を守り、終了時間までに鍵を「妙満寺」事務所に返却すること。
 - 2 「妙満寺」建物内での喫煙は一切しないこと。
 - 3 「施設」内で食事をする場合は「妙満寺」まで申し出て、指示された場所で行うこと。
 - 4 「妙満寺」境内（建物外）においては、物品の販売や楽器類の演奏等は絶対に行わないこと。
 - 5 建物その他の物件を損傷するおそれのある行為をしないこと。また、損傷した場合は「妙満寺」まで申し出て、原状回復費用を負担すること。
 - 6 備品を使用した場合は、使用後は元の位置に戻すこと。
 - 7 使用申請をした「施設」以外は使用及び立入りをしないこと。
 - 8 使用中に出したゴミは各自持ち帰ること。また、「妙満寺」境内設置のゴミ入れ、ゴミ置場にも捨てないこと。
 - 9 使用後は使用した「施設」、トイレ等の清掃を行うこと。
 - 10 「妙満寺」の行事等が開催される場合は、事前に使用予約をしても使用施設の変更、中止を認めること。
 - 11 「施設」使用許可を得た後でも行事内容について、公序良俗に反する行為、また顕本法華宗総本山の「施設」を使用するにふさわしくないと「妙満寺」が判断し、使用の中止を求めた場合は何時でもその指示に従うこと。
 - 12 貴重品等の管理は各自にて行い、使用者が盗難等の被害にあっても「妙満寺」は一切責任を負わないこと。
 - 13 その他、「妙満寺」及びその係員の指示に従うこと。
- 以上、使用細則に違反した個人・団体は今後の使用を一切禁止致します。